

委託契約に伴う提出書類について(紙契約用)

R8.4.1適用

京田辺市建設部建設政策推進室

《①建築設計業務又は②建築工事監理業務、③建築設計意図伝達業務、④建築工事監理・設計意図伝達業務、⑤建築設計・工事監理・設計意図伝達業務の場合》

NO	提出書類	提出 部数	対 象	備 考		
1	委託契約書 ※1	2	全	・ 収入印紙貼付(消印を含む。) ※ただし、監理業務・意図伝達業務委託の場合、収入印紙不要		
1-2	別紙1 ※2	2	延べ面積が300㎡を超える建築物に係る場合	・ 建築士法第22条の3の3に定める記載事項		
2	管理技術者通知書 ※1 ※2	1	全	・ 管理技術者	添付書類	・ 資格証(合格書等)写し
						・ 経歴書
3	委託業務着手届 ※1	1	全			
4	業務工程表 ※1	1	全			
5	業務費内訳書(任意様式)	2	全	・ 表紙 ※1 (記載項目)	①業務名、②履行場所、③提出日 ④受注者の住所、商号又は名称、代表者職氏名の記入及び押印	
				・ 内訳書 (記載項目)	①委託金額(消費税を含む) ②入札時に公表した委託設計書における「内訳表」と記載のある項目を基本とする。	
6	課税事業者届出書 ※1	1	課税事業者	・ 消費税を納める義務がある事業者 履行期間が課税期間をまたぐ場合は、複数期間分提出のこと。		
7	免税事業者届出書 ※1	1	免税事業者	・ 消費税を納める義務が免除されている事業者 履行期間が課税期間をまたぐ場合は、複数期間分提出のこと。		

※1 書式に受注者の記名(住所、商号又は名称、代表者職氏名)押印する箇所がある場合、記入及び押印漏れのないようにご注意ください。

※2 上記①～④の業務によって書類が異なりますので、それぞれの業務の書類を使用してください。

＜各書類の提出期限等について＞

《契約書 1》 落札決定日(落札日を含む。)から5日以内(土日祝を除く。)に提出のこと。

《契約書以外の書類 2～7》 契約日から5日以内(土日祝を除く。)に提出のこと。

なお、各書類の提出日については、契約日と同日付としてください。

業務着手年月日については、原則、契約日の翌日とします。